

多治見市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市競争入札参加資格の一層の適正性と透明性を確保するため、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）に定めるもののほか、各事業者を独自の基準により評価する主観点数（以下「主観点数」という。）を審査することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 主観点数の審査（以下「審査」という。）の対象者は、多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に、毎年1月1日現在登録されている事業者及び新たに登録される事業者で、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 名簿登録の住所が多治見市の区域内であること。
- (2) 工事の請負契約に係る事業者であること。

(審査)

第3条 審査は、別に定める方法により行うものとする。

2 審査を受けようとする者は、多治見市競争入札参加資格審査主観的事項審査申請書（別記様式）に指定する書類を添えて、別に定める方法により提出するものとする。

(主観点数の評価方法)

第4条 主観点数は、別表評価項目の欄に掲げる項目ごとに定める同表評価基準の欄により算出した数値により評価するものとする。

(認定)

第5条 主観点数の認定に当たっては、多治見市契約審査委員会要綱（平成6年訓令甲第7号）第1条に規定する多治見市契約審査委員会の議決を経なければならない。

2 認定された主観点数の有効期間は、次の各号に掲げる評価項目の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、次期の審査を受けない場合は、審査要綱に基づく競争入札参加資格の有効期限までとする。

- (1) 別表①の項から④の項までの評価項目 認定された日から次期の審査による認定の日の前日まで
- (2) 別表⑤及び⑥の項の評価項目 毎年7月1日から翌年の6月30日まで

(公表)

第6条 市長は、審査にて認定した結果を公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査の申請、実施等について必要な事項は、その都度市長が多治見市契約審査委員会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度中に審査するものに限り、別表評価項目の指名停止の評価基準中「前年度」とあるのは「平成22年1月1日から平成23年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年5月31日告示第138号の2）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月29日告示第133号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月10日告示第279号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の多治見市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱の規定は、令和4年度以後の多治見市競争入札参加資格者名簿に係る事業者の主観点数について適用し、令和4年度前の多治見市競争入札参加資格者名簿に係る事業者の主観点数については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

評価項目	評価基準										
① ISO（国際標準化機構による国際規格をいう。以下同じ。）認証取得	前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している場合は10点、ISO14001を認証取得している場合は10点加点する。ただし、営業所等で申請する場合は、当該営業所等が認証範囲に含まれること。										
② 障害者雇用状況	申請の日前直近の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合は10点、同法に基づく報告義務のない者で身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、30点加点する。										
③ 少子化対策	常時雇用従業員数が101人以上の事業者で、前年の12月31日現在において次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は10点、同項に規定する計画の策定義務がない事業者が自主的に計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は、30点加点する。										
④ 地域社会への貢献度	多治見市と災害時における対応等に関する協定を締結している場合は、10点加点する。										
⑤ 工事成績評定	<p>前年度の工事成績評定の平均点により次の点数を加点する。ただし、前年度の工事実績が2件以下の場合は、審査要綱第8条に定めるAランク工事を1件以上又はBランクを含む工事を2件以上施工した場合を除き、0点とする。</p> <table border="0" data-bbox="515 1093 1086 1294"> <tr> <td>90点以上</td> <td>50点</td> </tr> <tr> <td>85点以上90点未満</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>10点</td> </tr> </table>	90点以上	50点	85点以上90点未満	40点	80点以上85点未満	30点	75点以上80点未満	20点	70点以上75点未満	10点
90点以上	50点										
85点以上90点未満	40点										
80点以上85点未満	30点										
75点以上80点未満	20点										
70点以上75点未満	10点										
⑥ 指名停止	<p>前年度に指名停止措置を受けた場合は、次の指名停止の期間に応じて主観点数を減点する。ただし、減点後の主観点数の下限は0点とする。</p> <table border="0" data-bbox="515 1422 1174 1579"> <tr> <td>3月未満</td> <td>件数×10点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>件数×20点</td> </tr> <tr> <td>6月以上10月未満</td> <td>件数×30点</td> </tr> <tr> <td>10月以上</td> <td>件数×40点</td> </tr> </table>	3月未満	件数×10点	3月以上6月未満	件数×20点	6月以上10月未満	件数×30点	10月以上	件数×40点		
3月未満	件数×10点										
3月以上6月未満	件数×20点										
6月以上10月未満	件数×30点										
10月以上	件数×40点										

年 月 日

多治見市長

申請者住所
商号又は名称
代表者名

印

多治見市競争入札参加資格審査主観的事項の審査を下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	選択肢 (加算点)	添付書類等
①ISO 認証取得 前年の12月31日現在におけるISO 認証取得状況について、該当する選択肢の番号に○を付けてください。なお、営業所等で申請する場合は、当該営業所等が認証範囲に含まれること。	1) 9000 シリーズのみ取得している (10 点)	・(財)日本適合性認定協会(JAB)又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書(日本語版)の写し(申請する営業所等が認証範囲に含まれていることが確認できる書類を添付すること。)
	2) 14001 のみ取得している(10 点)	
	3) 9000 シリーズ及び 14001 の両方を取得している (20 点)	
	4) 9000 シリーズ又は 14001 のどちらも取得していない	
②障害者の雇用状況 申請の日前直近の6月1日現在における障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況の報告について、該当する選択肢の番号に○を付けてください。また、選択肢2)に該当する場合は、障害者在籍人数を記入してください。	1) 報告義務があり、雇用義務(常時雇用労働者数 人 以上の事業所で法定雇用率 %)を達成している(10 点)	・選択肢1) を選択した場合は、公共職業安定所に提出した受付印のある身体障害者雇用状況報告書の写し
	2) 報告義務のない事業者(常時雇用労働者数 人未満の事業所)で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者が1人以上在籍している(30 点) (人)	
	3) 上記1) 及び2) のいずれにも該当していない	
③少子化対策 前年の12月31日現在における次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況について、該当する選択肢の番号に○を付けてください。	1) 計画策定義務があり(常時雇用労働者が101人以上)、都道府県労働局へ届出している(10 点)	・都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変更届の写し
	2) 計画策定義務はない(常時雇用労働者が100人以下)が、計画を策定し、都道府県労働局へ届出している(30 点)	
	3) 上記1) 及び2) のいずれにも該当していない	

注意事項

- ①から③までの評価項目で加算点がない場合は、この申請書を提出する必要はありません。
- 加算点のある選択肢に○を付けた場合は、添付書類等に記載されている書類を添付してください。ただし、評価項目②障害者の雇用状況の選択肢2) を選択した場合は除きます。
- 申請者の主観点数は、①から③までの合計点に多治見市が算定する④地域社会への貢献度、⑤工事成績評定、⑥指名停止の点数を加減算して決定され、多治見市競争入札参加資格者名簿において公表されます。